



いよいよ確定申告です。早めに取り組みましょう！

### 各省庁の主な回答

#### 内閣府

- 「個人番号カード」の取得は強制ではない。取得せずとも不利益はない。
- 従業員から番号提出を拒否された記録がなくても罰則はない。

#### 国税庁

- 確定申告書に番号未記載でも受理し、罰則や不利益はない。番号を扱わないことで国税上の罰則や不利益はない。
- 窓口で本人確認ができず、番号通知がなくても申告書は受理する。

#### 厚生労働省

- 労働保険の書類に番号の記載がなくても受理する。罰則や不利益はない。
- 労働保険事務組合が番号を扱わないことで罰則や不利益はない。

マイナンバーについての問い合わせが民商に寄せられています。

マイナンバーは税金書類等に記載をすることが法律上で決められていますが、「マイナンバー」は記載が無くても、税務署などは書類などを受け取るし、記載の無いことによる罰則はない」と各省庁が回答しています。

## マイナンバーの欄があるけど、どうすれば？

### もしマイナンバーを預かったら？

- 紙の場合、鍵のかかる金庫等で厳重に保管。
- もし番号が漏れた場合、事業主に重い罰則。
- いつ、誰から番号を預かり、どの書類に番号を記載したのか。また、いつ番号を廃棄したのかなど、詳細な記録をとっておかなくてはいけない。
- パソコンで管理をする場合は、インターネットに接続しないものを使う。
- 管理をする人は、極力1人に限定し、番号を扱う場合は、絶対に他人に見られないように、囲いを作り作業をする。
- 提出の際、通知カードと本人確認書類等が必要。
- 代理人が提出する場合、委任状、代理人の本人確認書類、本人の通知カードの写し等が必要。



マイナンバーの管理は中小零細業者にとって負担でしかない！

## 業者の要求、

### ここに集結！

注目すべきところは「記載がなくても罰則は無い」「従業員から番号提出を拒否された記録が無くても罰則はない」という回答です。

これは全国の民商の仲間が引き出したもので、私たちの助けとなるものです。正しい知識を身に付け、マイナンバーに対応していきましょう。

マイナンバーはプライバシー権に対する重大な脅威です。やめさせる運動をしていきましょう。

1月22日、全国中小業者決起大会が行われ「消費税増税中止して5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求める請願署名」20万筆が全国集められました(浜松民商571筆)。

大会では、消費税増税、複数税率、インボイスという税金の改定を絶対に許さず、運動を全国で広げて安倍政権とのたたかいを地域から起こそうとの決意が各地から報告されました。

その後、雪の中デモ行進を行いました。

1月19日に、毎月19日に行っている戦争法反対、総がかり行動が浜松駅前で行われ、約50人が参加し、道行く人に呼びかけました。

また、金曜日とすることで、毎週行っている、さよなら原発の夕べにも、続けて多数参加。歌や音楽に乗せて、原発をやめようと訴えました。



各省庁交渉、国会議員要請も行いました。経済産業省では、社会保険の小企業の負担軽減の施策を、厚生労働省では、国庫負担金を45%に戻すことなどを要望。

議員要請行動では、日吉雄太衆議院議員(立憲民主党)を訪問。今後も改憲阻止、原発ゼロはもちろん、税金の徴収の仕方、使い方も正していかせたい。森友、加計問題も追及していくと話されました。



# 1 審判決を破棄し、地裁に差し戻しの判決！

岡山・倉敷民商弾圧事件の禰屋（ねや）町子さんが、一審判決（懲役2年・執行猶予4年）は不当だとして控訴していた裁判で、1月12日、広島高裁岡山支部（長井秀典裁判長）は一審判決を破棄し、審理を岡山地裁に差し戻しました。

「主文。原（一審）判決を破棄する。本件を岡山地方裁判所に差し戻す」傍聴席からは「よし」の声が上がりました。法廷に入りきらずに、裁判所前で待機していた支援者も、一報を聞いて「やったー！」と声をあげました。


事件は2014年、当時倉敷民商会員であったI建設の「脱税」事件を口実に、民商事務局員であった禰屋町子さんを「脱税」の手助けをした（法人税法違反）、また禰屋さんと民商事務局長の小原淳さん、事務局員の須増和悦さんの3人が税理士でない者が税務書類を作成した（税理士法違反）として、逮捕・起訴されました。禰屋さんの裁判は昨年3月、岡山地裁（江見健一郎裁判長）で一審判決が出され、広島国税局の木嶋査察官の報告書を「鑑定書」として採用し、I建設の脱税と禰屋さんの手助けを認定しました。

今回の判決では、①査察官が調査にあたって税法の知識が必要であるのは当然で、調査の内容も専門的な知識によるものとはいえない、②実際に調査をおこなったのは木嶋ではなく別の査察官であり、「鑑定書」として証拠能力はない、と判断。そのうえで、「鑑定書」と認めるべきではない査察官報告書を採用し、それを事実認定に用いたことは、明らかに訴訟手続に違反するとして、一審判決を破棄し、審理を岡山地裁に差し戻しました。そのほかの弁護団の主張（禰屋さんが脱税の手伝いをした事実はない、税理士法に違反する行為もしていないなど）についての判断はおこないませんでした。今回の判決は、検察のずさんな立証、また検察に「鑑定書」として出すよう「助け舟」を出し、有罪とした一審の裁判所の不当な姿勢を断罪しています。今回の判決が、査察官報告書の採用を否定し、一審判決を破棄したことは評価できますが、有罪の根拠であった同報告書が採用できなければ、無罪とすべきでした。

今回の判決を勝ちとった力は、禰屋町子さんが全国を歩き支援を訴えたこと、判決の問題点を具体的かつ的確に批判した弁護団の活動、そして、全国から寄せられた支援でした。控訴審で寄せられた署名は9カ月で5万4000人分を超え、11月に呼びかけた要請はがきも9200枚を超えました。

今後、検察が差戻し判決を不服として最高裁に上告すればたたかいは最高裁に移り、上告を断念すれば岡山地裁で審理がやり直しされます。全国連絡会は、検察に「上告するな!」、「公訴を取り下げろ!」との要請書を全国によびかけています。地元岡山では18日、東京では19日に最高検に申し入れをします。差戻しとなれば、審理は改めて裁判がやり直されます。有罪判決が破棄されたことで樂觀せず、禰屋さんの無罪と、最高裁でたたかう小原さん、須増さんの無罪をめざし、全国からのいっそうの支援をお願いします。

1月9日に呉竹  
 壮で本部新年会を  
 開催し、92名が参  
 加しました。  
 新年会では、昨年  
 入会した会員さん  
 の紹介もあり、新  
 たな交流も生まれ  
 ました。また、立憲  
 民主党の日吉雄太議員も参加して  
 くれ、今後市民連合はままつを発  
 展させるものとなりました。  
 仲間を増やして中小業者の経営  
 と暮らしを守るため、一緒に頑張  
 るうと心一つにしました。



## 重税反対全国統一行動・浜松集会

今年も3月13日(火)に、消費税増税反対、雇用を増やし社会保障を充実させ国民本位の税制を、大企業減税反対、戦争法廃止等と呼びかけます。

民意なき政治が続き、国民が置き去りにされています。大勢の参加で中小業者の経営と国民の暮らしを守るために声を上げましょう。

場所：クリエート浜松 2階ホール

日時：3月13日(火) 集会：8時30分 受付開始  
 行進：10時頃 出発

❀婦人部の参加者にはプレゼントもあります❀



昨年の様子



※クリエート浜松を利用し、OGURI パーキング 1 又は 2 を利用の方は、1 時間以上駐車し、1 時間毎に 100 円のサービス券が発行されます。(最大 400 円)

## 今後の予定

- 2 / 2(金) 対県交渉・中小業者集会
  - 3(土) 無料法律相談日(要予約)
  - 4(日) 青年部交流会
  - 1 4(水) 拡大統一行動
  - 3 / 1(木) 3. 1 ビキニデー
  - 3(土) 無料法律相談日(要予約)
  - 1 3(火) 重税反対全国統一行動浜松集会**
  - 1 5(木) 確定申告提出期限日
- 